

令和3年度 人事行政の運営等の状況の報告

地方公務員法及び四市複合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和3年度の人事行政の運営等の状況について公表します。

① 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の任用のうち、新規採用は原則として競争試験により、また、昇任については選考により行っています。

1. 任免及び職員数の状況(単位:人)

職種	採用者数				退職者数				職員数						
	令和3年度		令和4年 4月1日		定年 退職		自己都合 その他		計		令和3年 4月1日		令和4年 4月1日		
	女性		女性		女性		女性		女性		女性		女性		
合計	一般行政	1					3	1	3	1	15	4	12	3	
	技能労務										4		4		
	三山園	6	5	1	1	1	1	3	2	4	3	41	22	38	20
	計	7	5	1	1	1	1	6	3	7	4	60	26	54	23

※職員数には再任用フルタイム勤務職員を含み、再任用短時間勤務職員は含みません。

※女性はすべて内数です。(以下の表も同様)

2. 再任用短時間勤務職員の任免及び職員数の状況(単位:人)

職種	採用者数				退職者数		職員数							
	令和3年度		令和4年 4月1日		自己都合 その他		令和3年 4月1日		令和4年 4月1日					
	女性		女性		女性		女性		女性					
合計	一般行政													
	技能労務							1		1				
	三山園													
	計							1		1				

※退職者数には任期満了による退職を含みます。

② 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、平成28年度より、任用、給与、分限等あらゆる側面で活用する能力・実力主義の人事管理の基礎とすること及び個々の職員の強み・弱みを把握して能力開発を促進するとともに、評価の過程におけるコミュニケーション等を通じ、組織内の意識の共有化や組織パフォーマンスの向上に寄与することを目的として、能力評価(年1回)及び業績評価(年1回)から成る人事評価制度を実施しています。

③ 職員の給与の状況

職員の給与は、組合が準用する船橋市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給しており、一般行政職であれば1級の係員から7級の事務局長までに分かれ、その職務と責任に応じた給与体系となっています。

1. 人件費の状況(単位:千円)

	歳出額(A)	人件費(B)	人件費比率 (B/A)
令和2年度	1,491,736	577,735	
令和3年度	2,051,157	512,394	25.0%
増減(3-2)	559,421	△ 65,341	

※人件費には、一般職職員(会計年度任用職員含む)や特別職(管理者、副管理者、議員など)に支給される給料、報酬のほか、退職手当や健康保険料の使用者負担分等を含みます。

2. 職員給与費の状況(単位:人、千円)

	職員数(A) (令和3年4月1日現在)	職員給与費				1人当たりの 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和2年度		184,717	135,571	72,099	392,387	
令和3年度	60(1)	178,383	87,895	70,038	336,316	5,605
増減(3-2)		△ 6,334	△ 47,676	△ 2,061	△ 56,071	

※職員数は、令和3年4月1日現在の常勤の一般職職員人数です。()内は、再任用短時間勤務職員の人数で外書です。

※職員給与費は、常勤の一般職職員のもので、再任用短時間勤務職員も含まれます。職員手当には、退職手当は含みません。

④ 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は組合が準用する船橋市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定めています。

1. 勤務時間の状況(令和3年度)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	1年間の勤務時間	勤務時間等		
			始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	2,015時間	午前8時45分	午後5時15分	午後0時15分から午後1時

※職場、職種又は勤務形態によって、上記と異なります。

2. 年次有給休暇取得状況(令和3年度 単位:日、人)

平均取得日数
9.3

※1年度につき、20日付与される休暇です。

3. 病気休暇

負傷または疾病の療養のため勤務しないことがやむを得ない場合に、90日まで(結核性疾患の場合は1年まで)取得できる制度です。

4. 特別休暇等休暇制度の概要(令和3年度)

休暇の種類(主なもの)	内容等
結婚休暇	職員が結婚する場合
産前休暇	8週間以内(多胎妊娠の場合は14週間以内)に出産する予定の女性職員が請求したとき
産後休暇	女性職員が出産した場合
育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のため請求する場合
配偶者の出産に係る休暇	配偶者が出産する場合の入院の付添い等で相当と認められるとき
子の看護休暇	小学校6年生までの子の看護をする場合で相当と認められるとき
忌引	親族が死亡した場合
夏季休暇	夏季の盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇で相当と認められるとき
公務災害・通勤災害療養休暇	公務上の負傷・疾病、通勤による負傷・疾病の療養のため勤務しないことがやむを得ない場合

5. 介護休暇等

令和3年度において介護休暇取得者、介護時間取得者はいません。

介護休暇: 負傷、疾病、老齢により、日常生活を営むのに支障がある者の介護のための休暇制度で、介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ通算して6か月を超えない範囲内で取得することができる制度です。

介護時間: 負傷、疾病、老齢により、日常生活を営むのに支障がある者の介護のための休暇制度で、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内で1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。

⑤ 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況(令和3年度 単位:人)

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
男性	0	0	0
女性	2	0	1
計	2	0	1

※育児休業、部分休業、育児短時間勤務は無給です。

育児休業：地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、子が3歳に達するまで、その子を養育するために休業できる制度です。

部分休業：地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、小学校就学前の子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間まで休業できる制度です。

育児短時間勤務：地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、小学校就学前の子を養育するため、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度です。

⑥ 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限及び懲戒については、組合が準用する船橋市職員の分限等の手続及び効果に関する条例に基づき、公正に行っています。

	分限処分(単位:人)					失職	懲戒処分(単位:人)					訓告等
	免職	降任	休職	降給	合計		免職	停職	減給	戒告	合計	
令和2年度	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
増減(3-2)	0	0	△3	0	△3	0	0	0	0	0	0	1

分限処分：勤務成績が良くない場合等、法律又は条例に定める一定の事由により、公務能率の維持並びに適正な運営の確保を目的として行う処分です。

懲戒処分：法令に違反した等職員の非違行為があった場合に法律に定める一定の事由により、職場の秩序を維持し、回復を図るために行う処分です。

免職：職員の身分を失わせる処分です。

降任：職員を下位の職に任命する処分です。

休職：職員の身分を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分です。心身の故障により休職処分とされた場合、1年経過後は無給となります。

降給：職員が現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分です。

失職：職員が地方公務員法第16条各号(第3号を除く)のいずれかに該当する場合に処分によらず離職することをいいます。

停職：職員を懲罰として職務に従事させない処分です。停職期間中は無給となります。

減給：一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。

戒告：職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分です。

訓告等：訓告、嚴重注意などがあり、職員の将来を戒める行為をいいます。

⑦ 職員のサービスの状況

職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあつては、全力を挙げてこれに専念するよう、服務規程を定めております。

1. 営利企業等の従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事したりしてはならないとされております。(地方公務員法第38条)
許可したものは、ありません。

2. 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。(地方公務員法第35条)

ただし、組合が準用する船橋市の職務に専念する義務の特例に関する条例により、任命権者の承認を得て職務専念義務が免除される場合があります。

承認した主なものは、人間ドックの受診等です。

⑧ 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び組合が準用する船橋市職員の退職管理に関する条例に基づき、平成28年度より、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼確保を図ることを目的に退職管理制度を導入しています。

組合職員を退職した後、営利企業等に再就職した元職員による組合職員への働きかけが規制される他、管理次長相当以上の職にあつた者が離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合は、組合に再就職状況を届け出ることが義務付けられ、組合は届出内容を公表します。

⑨ 職員の研修の状況(令和3年度 単位:回、人)

区分	研修名	回数	受講者数
外部研修	給与事務研修、係長研修、課長補佐研修、ロジカルライティング研修、褥瘡予防研修、高齢者虐待防止研修、福祉サービス苦情解決研修、業務マニュアル作成研修、応援職員感染防止対策研修、居宅・施設介護支援専門員現任研修、業務継続計画(BCP)作成セミナー、安全運転管理者講習、認定調査員現任研修、栄養(給食)職員研修 など	25	34
内部研修	感染症対策研修、感染症予防研修、虐待予防研修、事故防止研修、身体拘束適正化研修、褥瘡予防対策研修、看取り研修、虐待防止・権利擁護研修	11	597

⑩ 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福祉については、職員が加入している千葉縣市町村職員共済組合、千葉縣市町村職員互助会が福利厚生事業を行っているほか、勤務中に災害にあった場合は公務災害補償制度により補償されます。

1. 公務災害発生件数について(単位:件)

	公務災害	通勤災害
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
増減(3-2)	0	0

※件数は認定年度に計上しています。

2. 職員の福利厚生制度に関する状況

(1) 千葉縣市町村職員互助会

職員の福祉を行う千葉縣市町村職員共済組合の補完組織として、会員掛金及び県内市町村等の負担金により各種事業等を行っています。主な事業としては、出産費助成、介護休暇助成などの福祉増進事業です。

・会員数(令和3年4月1日現在 単位:人)

会員数	うち再任用短時間
60	

※会員数には特別職等を含みません。

※再任用短時間職員の会員数は組合として把握しておりません。

・組合からの交付金率、会員の掛金率(令和3年度)

	交付金又は掛金率	令和3年度実績
組合からの交付金	4月1日現在の標準報酬の月額を負担金会計科目ごとの合計に1000分の3.6を乗じて得た額(年1回)	80,532 円
会員(職員)の掛金率	4月1日現在の標準報酬の月額に1000分に3.6を乗じて得た額(年1回)	80,532 円

(2) 千葉縣市町村職員共済組合

職員の掛金と市町村等の負担金により、健康保険に相当する短期給付事業、厚生年金保険に該当する長期給付事業、健康診査・貸付事業等の福祉事業の運営を行っています。

3. 職員の健康管理に関すること

年1回、労働安全衛生法第66条、同規則第44条の規定に基づく定期健康診断を実施しています。健診項目としては、既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、視力検査(5m、近見)、聴力検査、胸部X線検査、血圧測定、貧血検査、腎機能検査、肝機能検査、血中脂質検査、糖代謝検査、尿検査、心電図検査、胃部X線検査(40歳以上)、便潜血反応検査(40歳以上)、B型肝炎抗原抗体検査(三山園対象者)、医師診察を行っています。

また、同規則第45条の規定に基づく特定業務従事者の健康診断を深夜業務に就く職員(三山園対象者)に年2回実施しています。(1回目は定期健康診断に併せる)

4. 利益の保護の状況(令和3年度)

勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立てについて公平委員会の措置等はありませんでした。

⑪ 公平委員会の業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			
措置要求件数	0件	措置要求処理件数	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			
申立て件数	0件	申立て処理件数	0件
苦情の処理の状況 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで			
苦情件数	0件	処理件数	0件

⑫ 障害者雇用率の状況

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率の状況(令和3年6月1日現在)

雇用率
3.51%